

4 番 熊 澤

受付番号4番、質問議員4番、熊澤友子でございます。

件名1、自転車保険への取り組みは。2、選挙投票所入場券の改善を。

1「自転車保険への取り組みは」

自転車は、環境に優しい交通手段の中で手軽な乗り物として、多くの人に利用されている。自転車の普及台数は、約7,200万台で自動車の台数にはほぼ匹敵するほど多くあり、そのため、歩行者や他の自転車を巻き込んだ事故は、一向に減ることはなく、自転車と歩行者の事故は年間約2,500件で横ばいが続いている。近年では、歩行中の女性をはねて、重傷を負わせた小学生の親に、裁判所が約9,500万円の支払いを命じるなど、高額賠償の判決が相次いでいる。保険に未加入で、高額な賠償を払えなければ、被害者は十分な補償を受けられず、泣き寝入りするしかありません。

自転車保険は、加入した保険の種類によって補償額が異なりますが、年間数千円の保険料で、最大1億円程度の個人賠償責任補償が主流となっており、低額の費用で手厚い補償を受けられるのが特徴です。

神奈川県では、本年10月1日より自転車保険の加入を義務づけました。そこで、次の点について伺う。

①町の自転車事故の状況は。

②安全教育への取り組みは。

③保険加入状況と義務化に向けての取り組みは。

2、選挙投票所入場券の改善を。

本年は、4月に町議会選挙、7月には参議院議員選挙が行われました。その中で期日前投票をする方がふえてきています。期日前投票は、宣誓書の記入が必要です。投票会場で記入してからの投票となります。宣誓書を自宅で記入できるよう、投票所入場券に印刷して、配布する考えは。

以上です。

議
町

長 答弁願います。町長。

長 それでは、熊澤友子議員から「自転車保険への取り組みは」と「選挙投票所入場券の改善を」についての御質問をいただきました。

初めに、1点目の「自転車保険への取り組みは」について、1番目の御質問の「町の自転車事故の状況は」についてであります。ことしの1月から

6月の半年間において、自転車に関係する交通事故は、町内では2件発生しており、負傷者も1名おります。神奈川県内全体では、2,655件の事故が発生しており、死者も7名となっております。

次に、2番目の御質問の「安全教育への取り組みは」についてであります。町では、安全教育への取り組みといたしまして、毎年春に「交通安全教室」を2回開催しており、自転車の安全な乗り方について、指導しております。教室の参加者は、川村小学校では3年生、三保小学校では高学年を対象としており、指導する松田警察署署員と山北町交通指導隊員から、交通ルールやマナーだけでなく、自転車を安全に乗るために、体に合った自転車の選び方なども学んでいただいております。

さらに、毎年夏休み期間中に足柄交通安全協会と松田警察署が主催する、「自転車の安全な乗り方大会」に小学校4年生と5年生が参加しております。この大会は、安全に自転車に乗るために自転車の仕組みから交通標識などの基礎知識や信号機のない交差点での右折方法などの自転車を安全に走行させるための実践的な技術の習得を目的としております。

また、幼児への安全教育の取り組みとして、町内の幼稚園や保育園の園児を対象として、安全な道路の渡り方教室を松田警察署と協力して、毎年実施しております。

次に、3番目の御質問の「保険加入状況と義務化に向けての取り組みは」についてであります。神奈川県では、歩行者、自転車及び自動車がともに安全に通行し、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、自転車の安全で適正な利用と、自転車損害賠償責任保険等の加入義務化を柱とした「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定いたしました。

町では、条例に規定されている自転車損害賠償責任保険の加入義務化が、本年10月1日に施行されるため、町ホームページでお知らせするとともに、7月1日に自転車損害賠償責任保険への加入義務化へのチラシを町内全戸に配布いたしました。さらに、自転車を利用する未成年の保護者にも周知を図るため、幼稚園、保育園、こども園及び小・中学校の全家庭にもチラシを配布し、自転車損害賠償責任保険への加入促進に努めております。

なお、保険加入の状況ですが、新たに自転車損害賠償責任保険に加入するケースや既存の自動車保険に付帯しているケースなど、さまざまであり、個人情報でもありますので、具体的な数値等は把握できておりません。

次に、2点目の御質問の「期日前投票は、宣誓書の記入が必要です。投票会場で記入してからの投票となります。宣誓書を自宅で記入できるよう、投票所入場券に印刷して、配布する考えは。」についてであります。この御質問は町ではなく、町選挙管理委員会への質問になりますので、私からは総合的な回答とさせていただきます。

選挙は、選挙期日に投票所において投票することを原則としておりますが、期日前投票制度は選挙当日に仕事やレジャー、冠婚葬祭等の用務があり、投票に行けないことが見込まれる方が選挙期日前であっても、選挙期日と同じ方法で投票ができる制度です。

期日前投票所で投票するためには、事前に選挙管理委員会から郵送される投票所入場券を持参していただくとともに選挙の当日に投票に行けない事由を申し立て、かつ、その申し立てが真正であることを誓う宣誓書を提出しなければなりません。

現在、宣誓書への記入については、期日前投票所に用意された専用の用紙に書いていただいておりますが、県内でもいくつかの市町村が投票所入場券に宣誓書を印刷しており、期日前投票を行う選挙人が、この制度の創設時と比較して、大幅にふえている状況などを踏まえ、他市町村の様式などを参考に、次回の選挙から投票所入場券に宣誓書を印刷して、配布することを検討する必要があると考えております。

議 長

熊澤友子議員。

4 番 熊 澤

ただいま答弁いただきまして、それでは1番目の質問からさせていただきます。

町では、自転車に関する事故は2件発生しており、負傷者も1名ということですが、神奈川県全体では2,555件ということですが、やはり都会のほうは、その自転車の事故というのは多いかとは思いますが、山北町でも2件、これは、その2件の発生は小学生、中学生とか、あと何ですか、児童なのか、それともふつうの町民の方なのかを教えてくださいましてはできますか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 お答えさせていただきます。

先ほど町長のほうから、1月から6月で2件の事故が発生したということ
を申し上げさせてもらいましたが、これについては松田警察署が事故と認定
して、神奈川県がまとめて公表しているものです。

ですから、個々の細かい情報については、町のほうには、市町村のほうに
は入ってこないことになっております。

議 長 熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 それでは、県の警察署のほうから何かありましたよという御報告のみとい
うことですね、わかりました。

それでは、町の対策としては、自転車保険に、これから10月1日から義務
化をということで、既にいろんなことをやっていたかと思うんで
すが、2番目の質問の安全教育への取り組みのほうに移りたいんですが、今
答弁いただきまして、小学生3年生、三保小では高学年ということで取り組
んでいるということなんですが、ここの中には中学生は入っていないと思
いますが、中学生は教育するあれはないのでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 中学生につきましては山北中学校、自転車通学を許可しております。そう
いう関係で、その自転車通学している生徒については安全点検、それから、
その安全教育という意味での自転車の乗り方。そういった面について、個々
指導しております。

あと全体的なところといいますと、授業の中の一環の中で、交通安全とい
うような形の中での指導はしております。ですから、小学生のようなグラウ
ンドへ出て、あるいは体育館とか、そういったところで道路を仮につくって
とか、信号を立ててとか、そういうふうな指導じゃなくて、それぞれ発達段
階に応じた交通安全指導しているというような状況の中で、この秋に、山北
中学校は、県の協力も得まして、交通安全教室というような形で実施する予
定になっております。それは、実際に自動車が走ってきて自転車がぶつかる
とか、そういうかなりショッキングなそういうシーンのあるものですが、
それを今年度、山北中学校では実施する予定になっております。

ただ、かなりそういう面では、実際にぶつかって、スタントマンがやるような、そういうものですので、余り子どもたちにとって、悪影響してはいけないということで、そこのところは、今神奈川県と調整をして、余りにも、ちょっとリアル的なものは避けるようにというふうな中で、ただ子どもたちには、そういう交通安全という自転車等も含めて自動車等のそういった交通安全指導については、しっかりとやっているというような状況でございます。

議 長 熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 中学生の場合は自転車通学している方を中心ということで、今御答弁いただいたんですが、何ですか、時代が変わるといって、一生懸命やっていたときと、それから少し離れてくると、中学生の通学のときをちょっと見たことがあるんですが、最初のころは、しっかりとヘルメットをかぶっていたものが、このごろかぶっていなかったりとか、あと自動車と同じ方向、左側通行なのに反対から向かってこられて怖かった思いとかもしたときがありますので、その辺がちょっと、やっぱりやっていたにしても、何といひかな、急いでいるのか何かよくわからないんですけども、そういう場面もあったことでもありますので、やはり、その辺を周知していかないと、これから反対側に歩くと、罰則金とかのことにもなりますので、この町なかで走っている部分には、そんなに大きな問題にはならないかもしれませんが、やはり、私なんか、その都会の例をよく見ると、そういうふうになにか自転車でも怖いなどという思いがありますので、その辺をやはり中学生のその教育というのも、中学生、通学だけではないですよ、乗る方もね。ですので、やはり、その辺の全体の考え方も少し持っていただければよいのかなとも思いますが、いかがですか。

議 長 教育長。

教 育 長 先ほど、自転車通学について、細かく自転車点検したり、個々に指導したり、あるいはヘルメットをかぶっていない状況ありましたら、その本人に対して、指導する。あるいは、その方向を逆方向に走行しているというような状況のときは、1回目とか2回目とか、かなり細かく山北中学校では、きちんと基準を設けて、段階的に指導しているという状況です。

あと一般的な家庭の中で、家の中で、地域の中で自転車に乗る生徒もいっ

ばいおります。そういった中には、先ほど話をしましたように授業の中の特別指導、あるいは保健体育の中でも交通安全とか、そういった指導の項目がありますので、その中で指導しているというところです。

あるいはそういった個々の学校に対して、いろんな状況が見えたときには、校長等の朝会のときとか、あるいは学期の終わりのときには、必ず夏休みの生活についてとか、そういったところを指導すべき内容がありますので、そういったところで、個々に全体的には指導しているというような状況です。

議 長 熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 では、中学校の場合は充実して指導しているということで、理解させていただきます。

また、この中学生、小学生、また幼児等にもいろいろな場面で警察の方々が来られて指導しているというお話を聞きました。それでは町民の方、または高齢者の方は、どのような状況でございますか。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 お答えさせていただきます。

自転車の安全教室等につきましては、今のところ、現在まで、特に高齢者に特化したとかいうことは実施しておりません。

議 長 熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 高齢者に今まで一度もやったことはないのでしょうか。そういうふうに理解してよろしいですか。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 お答えさせていただきます。

ちょっと今手元に、率直、古い資料がないので、ちょっと何とも言えないのですが、近年では実施はしておりません。

議 長 熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 私も高齢者の方にちょっとお聞きしましたら、昔はよくやっていたよねという話を聞きまして、じゃあ、今も高齢者の方やっているのかなと思ったんですけども、じゃあ、近年ではやっていないということで。

それで今後、高齢者の方でも元気な方は自転車に乗っている方、結構いるんですよ、歩くの大変だしということで。歩道をよく走っている方がいる

んですね、高齢者の方で。そうすると、「その歩道に走っていいのかどうかというのはわかんねえんだけど、走ってんだ、危ねえからよ」と言っていましたので、その辺の指導もやっぱり必要なんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

議 長
総務防災課長

総務防災課長。

お答えさせていただきます。

自転車は基本左側通行なんですけど、先ほども言われたとおり、右側通行している自転車もかなり見受けられます。こういうのは、歩道を走るのも同じです。本来、歩道は走ってはいけないんですが、決められた歩道は大丈夫なんですけど、歩道は本当は走っちゃいけないということなんですけど、その辺は、町のほうの啓発がまだまだ足りないのかなと思いますので、その部分は、これからも啓発のほうをしっかりとやっていきたいと思っています。

議 長
4 番 熊 澤

熊澤友子議員。

多分町民の方や高齢者の方には啓発ということなのですが、やはり都会とは違ってねといっても、やはり事故はありますので、やはり、言いました高齢者の方々も、その事故によって、いろんな思いをされると、何か気の毒ですのですね。やはり、そのしっかりとしたルールを言っていくべきですし、また、そんなの聞いたってよと言うかもしれないんですけど、やはり、それをやっているのとやっていないでは、やっぱり違ってくると思います。ですので、その辺をしっかりとやっていただければと思います。

それから、小学生は3年生と4年生、また夏休みにやるとはおっしゃっていましたが、じゃあ、そこの全学年対象ではないということでもよろしいですか。

議 長
総務防災課長

総務防災課長。

お答えさせていただきます。

そうですね。全学年はなかなか多くて、でき切れませんので、警察の方、交通指導隊の方も、交通指導隊員の方は仕事を休んで出してもらうので、なかなか、その人数でやれる範囲というのは決まっておりますので、毎年、この学年でということをやっております。

そうしますと、小学校のうちには、必ず1回は受けられるということ考

えております。

議 長 熊澤友子議員。

4 番 熊 澤

今、交代制でやっていますということですが、山北でも、平地では小学校の小さい方も自分の自転車にどんどん夏休み中は乗っているのを見かけますので、やはり3年生まで待たなければいけないのかという思いもありますが、交代制で、3年生でやるというよりも、交代制で指導、そのお話とか、この啓発の話はできるわけですよ。3年生みたいな指導でなくても、生活の話とかという中では話ができるのではないかと思います、いかがですか。

議 長 教育長。

教 育 長

今、先ほど、防災課長のほうから話がありましたけど、これは交通安全教室という形で警察と町とタイアップしてやっているのが、この学年の中でやっているということで、日常で、日常というか、年間の中で、指導計画の中では、例えば入学して新入生があったときには、その子どもたちに対して、幼稚園のときもやりますし、小学校に入ってきたときも生活科等の中で、その交通安全的な横断歩道の渡り方だとか、あるいは、どういう通学路を通ってくるから、こういったときは気をつけようとか、そういった指導は、それぞれ発達段階に応じた内容でやっているというのが現状ですので、基本的には、この3年生を中心というような形の中でやっていますけども、その状況の中で、1年生には1年生に合った交通安全指導をやりますし、5、6年生に合った内容での交通安全指導にしているということですので、ここで書かれているのは、あくまでも交通安全教室という形の中でのものでございますので、それぞれそれぞれの都度にやっているということで、さらに先生方、あるいは学校の中で、こういう課題があるねといったときには、やはり、そのところは特化して、交通安全指導について、しっかりと指導しているというような状況でございます。

議 長 熊澤友子議員。

4 番 熊 澤

今そういう答弁をいただきましたけども、やはり小学生ですので、自転車の乗り方、また、その都度都度いろいろな状況に応じて御指導くださっているというお話を聞きましたので、自転車の乗り方もしっかりと夏休み前までは、やはり特にしっかりとやっていただければと思います。

次に、現在の自転車保険の加入者ですが、はっきり個人情報もありますので、わかりませんという御答弁でしたが、実際に学校側のほうには自転車を持っている方に保険に入っている、周知はしているかと思いますが、入るようなお薦めをしていると思いますが、それで、どのような形になっているかというのは把握できないということでしょうか。

議 長
教 育 長

教育長。

今現在、山北中学校の自転車通学の許可人数は43名ございますが、その43名については、7月に、全家庭にプリントで教育長名、校長名の連名で保険加入について、周知をしたというところでございます。

この10月1日までに、その保険に入っているそのコピー、写しを学校のほうに提出してもらって、それが条件で、10月1日からも許可条件にするという形になっております。

ただ、一般の通学許可の通学に使わない子どもについては周知をしているということの中で、これについては、引き続き学校、担任等を通じながら、しっかりとこの辺のところは周知していくと、文書も出ていますけども、それで終わりじゃなくて、また改めて、その都度説明もしているし、あるいは新入生、入学説明会のときにも、きちんとそういう面での周知をしっかりとしていきたいというふうに考えてございます。

議 長
4 番 熊 澤

熊澤友子議員。

それでは、中学生のほうはしっかりと周知をしていく。それで、やはり10月1日から義務化になることを、やはり積極的に話していただき、また家に帰って自転車に乗る前のいろんな話で周知していただくと思うんですが、今保険に入っている、そのコピーとかいただいて、どれぐらいの人が入っていたかということも確認していただいたほうがいいのかかと、私も思いますので、その辺はしっかりと、その確認をしていただくべきかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長
教 育 長

教育長。

通学者については、全員がもう許可条件になっていますから、当然、もう全員です。あと、その他の生徒については、できるだけやるようにということで、また、そんなところの状況を確認しながら、場合によっては保護者に

お願いするような保護者宛の通知も必要になるかなというふうに思っております。

議 長 熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 澤 では、中学生はそれでオーケーでございますが、よいと思いますが、小学生のほうは、親御さんは保険に加入しているということは、加入するということは、把握はできていないのでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 幼稚園、保育園、こども園の5歳児と、小学生全家庭、中学生全家庭、この家庭に周知しております、文書で周知しております。把握ということは、まだ10月1日からですので、どんな状況かは、まだ状況は把握しておりませんので、今後10月1日以降、どんな状況かというのは確認しながら、状況によっては、今のところ、文書の再度発送しておくとか、あるいは、いろんな会議の中、PTAの会議の中、そういった中で周知をしていく。義務化ですよということで周知をして図っていききたいというふうに考えてございます。

議 長 熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 澤 周知をして図っていくという御答弁でした。

やはり、そのやらなきゃいけないよということだけではなくて、やっぱり、それをその結果をきちんと見きわめて、保険のことですけれども、やはり見きわめていくことが大事ではないかと思えます。

それで、町民の方にも周知は、チラシ等で周知をしているということですが、町民の方までというのはという思いがあるかもしれませんが、やはり、高齢者でもそのような、もしそういう事故に遭った場合のことを考えますと、やはり大変なことになるのではないかと思いますので、町としても、しっかりと見きわめていく必要があると思えますが、いかがでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 自転車保険の関係は、まず、ふだん学校に通学されている方は、学校のほうで、教育委員会中心にしてやっています。ただ、それ以外の方、やはり親の責任、それから本人の責任、これは成人者なんですけど、その辺のところも十分加味した中で知らせることは知らせなきゃいけない、義務化になりますということはやりますけれども、例えば自動車のときに、自動車を運転する

ときに、行政が自動車の運転教室をやるかというのと、やらないですよ。それと同じように、やはり自転車の場合、成人の場合は、自分たちでこういう制度があるんです、義務化されましたと、気をつけてくださいということは、当然周知、広報をしなきゃいけないというふうには思います。警察とも一緒に取り組まなければいけないんですが、そこで、それに特化して行政が中心になってやるということは、またちょっと違うんだと思いますが、よろしくをお願いします。

議 長 熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 あと、しっかり行政が中心になって、保険のことですから、それは承知しているんですけども、やはり義務化になるということは、事故が起きたときのことの対処だと思うので、その辺をしっかりとやっていただきたいと思いますし、また、自転車保険に加入した方に、こう何というかな、加入している、していないというのが、よく原動機つきバイクでも保険に入ったらシールを張りますよね。自転車のほうでもシールを張るとかと、そういう案はどうなんでしょうか。別に要らないですか。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 お答えさせていただきます。

まず、ですから、一番最初から言っていますが、これ、ある程度、個人情報の部分もあります。車と違いまして、自転車単体の保険というのは、ほとんどなくて、家の火災保険に付随しているとか、そういうものが、かなり、そういう人が入っていると思うんですよ。その中で、その特別なシールをつくるとかというのは、ちょっと全国的、もう早いところでは、平成27年ぐらいから、この条例を施行してある都道府県もあるんですが、ちょっと、そのシールというのは、ちょっと今のところ、私の知る範囲ではございません。

議 長 熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 私も、そのシールというのは、やっぱり義務化に向けての積極的な取り組みとして、やったらいかがかなと思っただけなんです。やはり、その全国的にやってないとなれば、それは取り下げてもいいんですけども、何というかな、保険は自由ですからねという思いがあるかと思いますが、やはり、その辺の周知の仕方でも必要ではないかと思いました。

それでは、県では条例を制定しておりますが、山北町でも10月1日から義務化に向けての条例等は制定しないんですか。県でやっているのだけ。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 お答えさせていただきます。

この条例、都道府県条例というのは、どこもやっているようで、市町村では、なかなかやっているというのは聞きません。ほかの都道府県の場合は、例えば条例の中で、市町の責務ということで規定されている部分もあります。ただ、神奈川県の場合は、ちょっと人口が多いせいか、県の責務は規定されていますが、市町の責務という規定はされておられません。

議 長 熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 それでは、都道府県条例ということで、町では取り組まないということですね。町では、その県の条例に従って、こうやっていくという話ですね。わかりました。

議 長 熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 それでは、2番目の質問の「選挙投票所入場券の改善を」ということで、これは選管のほうでやるべきことであるという話を答弁いただきましたけども、これはその決まりがあるにしても、やはり町で、町の取り組みもしっかりと、なぜ、このような宣誓書を印刷して、配布したらどうかというお話をしたのは、町民の方からの声を聞いたんですね。

選挙のときに、期日前投票に行きたいが、皆さんがシーンとしているところで、その書類を書かされると、それがとても緊張して書けないという話が出ました。それで、ほかの町では配布されているんだよと、何で山北はできないんだろうという声を二、三人の町民の方から言われて、その宣誓書を書くにも、とっってもシーンとしている中で説明されて、何か悪いことしているような感じを受けるときもあつたと、そういうふうなことがあつたので。やはり、それは自分のうちで、ゆっくり書きたいよねという声がありましたので、その辺のことを町長の範囲ではないとは言われましたけども、その辺のことをちょっと町民のために考えていただければいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 答弁でも答えさせていただいたとおり、選挙管理委員会のほうに、そういうような申し出をしていきたいというようなことを思っていますので、御期待に沿えるのではないかというふうに思っております。

議 長 熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 やはり、今投票率もすごく下がってね、以前に比べてどんどん下がってきますし、人口も少なくなっていく中で、やはり投票に不自由がないような形でやっていただくのが一番だと思いますので、今町長は、そのような形をちょっと検討させていただきますという答弁がありますので、ぜひ、それは次回の選挙からそういうふうになることを希望して、終わりにさせていただきます。

以上です。